

タクシー事業者運行支援緊急対策交付金申請要領

1 概要

燃料費をはじめとした物価高騰により大きな負担が生じているタクシー事業者の今後の事業継続を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、タクシー事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱（令和8年1月6日付け制定）により、交付金を交付するものです。

※この交付金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

2 対象事業者

申請日時点で県内に本店又は営業所を有しているタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く）

3 交付金の金額

車両1台当たり1万5千円（特定大型、大型、特殊（福祉）車両を含む）

4 車両数の考え方

申請日時点において県内で事業用自動車として登録されている車両

【留意点】

- 対象事業者が市町村等から運行の委託等を受けている場合において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間、この運行の用に限り使用する車両（コミュニティバス等）は対象となりません。
- 自動車検査証の有効期限が満了している車両については、令和7年度に自動車税を納付した車両に限り対象となります。

5 申請手続き

（1）申請書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 申請車両内訳書（様式第3号）
- 対象車両の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（自動車検査証の有効期限が満了している車両は、令和7年度に自動車税を納付したことが確認できる書類の写しを併せて添付）
- 振込先に指定する金融機関口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号が分かる箇所の写し）

※ 申請様式は県ホームページにも掲載しておりますのでご活用ください。

（2）申請先及び申請期限

岩手県ふるさと振興部交通政策室（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1）まで申請書を郵送等により提出してください。

申請期限：令和8年2月27日（金）まで（必着）

（3）交付決定等

申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定通知書により交付額を通知するとともに、指定された口座へ支払いを行います。

（4）その他

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等をお願いすることがあります。
- 提出された書類は返却しませんので、提出前に写しを控えてください。

【問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部交通政策室（岩手県庁8階）

電話：019-629-5206 メール：ab0013@pref.iwate.jp

記載例

令和〇年〇月〇日

岩手県知事 様

所在 地 ○市○町○-○
名 称 株式会社○○タクシー
代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○

タクシー事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書

タクシー事業者運行支援緊急対策交付金の交付を受けたいので、交付金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請（請求）金額	金 75,000 円 (5 台×15,000円)
添付書類	<ul style="list-style-type: none">誓約書（様式第2号）申請車両内訳表（様式第3号）対象車両の自動車検査証記録事振込先に指定する金融機関口座 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">個人タクシーはチェックを入れ 平均年齢に代表者の年齢を記載 その他の記載は不要</div>

【令和7年12月31日時点における申請者の現況】

従業員数（役員を除く）	10人	<input checked="" type="checkbox"/> 個人タクシー
うち運転者数及び平均年齢	9人 (平均年齢 50.5歳)	
求人中の人数	運転者 2人 事務等 0人	

【振込先に指定する金融機関口座】

金融機関名	○○銀行	○○支店
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
口座番号	1234567	
フリガナ		
口座名義	通帳の写しと同じ内容を記載	

※ 口座名義は申請者名義のものに限る（個人事業主の場合は個人名義）

【申請者の連絡先】

書類等送付先	〒	一
担当者氏名	日中連絡が可能な連絡先を記載	
連絡先	電話	メール

※ 申請内容の確認のため連絡する場合があります

記載例

誓 約 書

タクシー事業者運行支援緊急対策交付金の交付申請に当たって、事業を継続する意思を有していることを誓約します。

申請書と同じ日付

令和〇年〇月〇日

所 在 地 ○市○町○-○

名 称 株式会社○○タクシー

代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

法人の場合は代表取締役印を押印

申請車両内訳書

記載例

申請者名称：株式会社○○タクシー

No	登録番号	備 考
1	岩手 500 あ 1234	
2	岩手 500 あ 1234	
3	岩手 500 あ 1234	
4	岩手 500 あ 1234	
5	岩手 500 あ 1234	
6	岩手 500 あ 1234	
7	岩手 500 あ 1234	
8	岩手 500 あ 1234	
9	岩手 500 あ 1234	
10	岩手 500 あ 1234	令和●年●月から休車
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27	自動車検査証等の添付書類は当表の車両順序と一致するように整理して添付すること。	
28		
29		
30		

No	登録番号	備 考
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		

※ 休車中の車両は、備考欄に「令和●年●月から休車」等と記載すること。

※ 対象車両の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写しを添付すること。

※ 自動車検査証の有効期限が満了している車両は、令和7年度に自動車税を納付したことが確認できる書類の写しを添付すること。

タクシー事業者運行支援緊急対策交付金 Q & A

Q 1 対象車両は？

申請日時点において県内でタクシー事業用自動車として岩手運輸支局へ登録されている車両が対象です。

Q 2 申請日時点までに減車した車両は対象とならないのか？

対象となりません。

Q 3 特定大型、大型車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。

(参考)

特定大型車	乗車定員 7 名以上
大型車	乗車定員 6 名以下かつ排気量 2 リットル以上
普通車	乗車定員 6 名以下かつ排気量 2 リットル以下

Q 4 福祉タクシー車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。

ただし、福祉輸送事業限定事業者の車両は対象となりません。(特定の顧客を輸送するものであるため)

Q 5 市町村等から委託を受けて運行しているコミュニティバス車両も対象となるのか？

対象事業者が市町村等から運行の委託等を受けている場合において、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、この運行の用に限り使用する車両(コミュニティバス等)は対象となりません。